

令和 6 年

草加市議会 6 月定例会議案

草 加 市



草加市告示第427号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和6年草加市議会6月定例会を次のとおり招集し、同条第7項の規定により告示する。

令和6年5月30日

草加市長 瀬戸 百合子

1 期 日 令和6年6月6日

2 場 所 草加市議会議場

議 案 目 次

第 3 6 号議案	専決処分の承認を求めることについて〔草加市税条例の一部を改正する条例〕……………	1
第 3 7 号議案	専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕……………	5 1
第 3 8 号議案	令和 6 年度草加市一般会計補正予算（第 1 号）……………	別添
第 3 9 号議案	令和 6 年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）……………	別添
第 4 0 号議案	草加市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 7
第 4 1 号議案	草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 5
第 4 2 号議案	草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 3
第 4 3 号議案	草加市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 9
第 4 4 号議案	草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 5
第 4 5 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	9 1
第 4 6 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	9 5
第 4 7 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	9 9
第 4 8 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 0 3
第 4 9 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 0 7
第 5 0 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 1 1
第 5 1 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 1 5
第 5 2 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 1 9
第 5 3 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 2 3
第 5 4 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 2 7
第 5 5 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 3 1
第 5 6 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 3 5
第 5 7 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 3 9
第 5 8 号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 4 3

第59号議案	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	147
第60号議案	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	151

第 3 6 号議案

専決処分の承認を求めることについて〔草加市税条例の一部を改正する条例〕

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

草加市税条例の一部を改正する条例 別紙

専 決 処 分 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、その一部が令和6年4月1日から施行されることに伴い、草加市税条例の一部を改正する条例を制定する必要を認めた。

この条例は、議会の議決を経て制定すべきところであるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月30日

草加市長 瀬戸 百合子

草加市税条例の一部を改正する条例

草加市税条例（昭和 29 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項中「によって、」を「により」に、「添附」を「添付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 51 条第 3 項中「によって、」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 72 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 72 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 136 条の 2 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 136 条の 2 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 10 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 10 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 18,050,000 円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 10 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 34 条の 3、第 34 条の 6 から第 34 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 10 条第 1 項、附則第 10 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 12 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第10条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第10条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第10条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第10条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項

において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第10条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。))がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金

額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年

1 2月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第10条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控

除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４７条の５第２項の規定により読み替えられた第４７条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第１０条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和６年度分の個人の市民税につき第４７条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

- 第１０条の８ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第１０条第１項、附則第１０条の３の２第１項、附則第１０条の４及び附則第１２条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 11 条第 2 項中「前条」を「附則第 10 条の 4」に改め、同条第 3 項中「第 34 条の 9 第 1 項」の次に「、附則第 10 条の 5 第 1 項及び前条」を加え、「同項中」を「第 34 条の 9 第 1 項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第 10 条の 5 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第 11 条第 2 項及び」と、前条中「附則第 10 条の 4 及び」とあるのは「附則第 10 条の 4、次条第 2 項及び」とする」に改める。

附則第 13 条の 2 第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ」に改め、同条第 14 項を削り、同条第 15 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項を同条第 16 項とし、同条第 18 項を同条第 17 項とする。

附則第 13 条の 3 第 12 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項

に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第14条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第14条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第15条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第15条の3中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「令和3年改正法」を「令和6年改正法」に、「附則第14条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第16条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第16条の2第4項を削る。

附則第16条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第 19 条中「附則第 16 条、附則第 16 条の 2 又は附則第 16 条の 3」を「第 16 条、第 16 条の 2 又は第 16 条の 3」に、「附則第 16 条又は附則第 16 条の 3」を「第 16 条又は第 16 条の 3」に改め、「又は第 4 項」を削る。

附則第 19 条の 3 第 1 項中「附則第 15 条の規定」を「附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 19 条の 6 の 2 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 10 条の 5 及び附則第 10 条の 8 の規定の適用については、附則第 10 条の 5 第 1 項及び附則第 10 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条の 6 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条の 7 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 10 条の 5 及び附則第 10 条の 8 の規定の適用については、附則第 10 条の 5 第 1 項及び附則第 10 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条の 7 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 10 条の 5 及び附則第 10 条の 8 の規定の適用については、附則第 10 条の 5 第 1 項及び附則第 10 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 10 条の 5 及び附則第 10 条の 8 の規定の適用については、附則第 10 条の 5 第 1 項及び附則第 10 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 10 条の 5 及び附則第 10 条の 8 の規定の適用については、附則第 10 条の 5 第 1 項及び附則第 10 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 10 条の 5 及び附則第 10 条の 8 の規定の適用については、附則第 10 条の 5 第 1 項及び附則第 10 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条の 3 の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 10 条の 5 及び附則第 10 条の 8 の規定の適用については、附則第 10 条の 5 第 1 項及び附則第 10 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条の 3 の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 10 条の 5 及び附則第 10 条の 8 の規定の適用については、附則第 10 条の 5 第 1 項及び附則第 10 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条の 3 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条の 3 の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 10 条の 5 及び附則第 10 条の 8 の規定の適用については、附則第 10 条の 5 第 1 項及び附則第 10 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条の 3 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条の 3 の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 10 条の 5 及び附則第 10 条の 8 の規定の適用については、附則第 10 条の 5 第 1 項及び附則第 10 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条の 3 の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 22 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 22 条の 2 及び第 22 条の 3 中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第 22 条の 4 及び第 22 条の 5 中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 22 条の 6 中「令和 3 年改正法附則第 14 条第 1 項」を「令和 6 年改正法附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 23 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和

8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第23条の3中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第23条の3の2中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第24条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第25条中「第35項」を「第34項」に、「第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の草加市税条例（次条第1項において「改正後の草加市税条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、改正後の草加市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第3

2項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

草加市税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(市民税の減免) 第51条 条文略 2 前項の規定によって、市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添附して、市長に提出しなければならない。 (1) 条文略 { } (3) 条文略 3 第1項の規定によって、市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第72条 条文略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受け	(市民税の減免) 第51条 条文略 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1) 条文略 { } (3) 条文略 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合 <u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第72条 条文略 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受け

けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

く く

(6) 条文略

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第136条の2 条文略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

く く

(3) 条文略

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

ようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 条文略

く く

(6) 条文略

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第136条の2 条文略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 条文略

く く

(3) 条文略

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

第 1 0 条の 4 条文略

附 則

第 1 0 条の 4 条文略

(令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 1 0 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1 8, 0 5 0, 0 0 0 円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 1 0 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 3 4 条の 3、第 3 4 条の 6 から第 3 4 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 1 0 条第 1 項、附則第 1 0 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 1 2 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 3 4 条の 7 第 2 項、第 4 7 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 3 4 条の 7 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 4 7 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 1 0 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 1 0 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第 1 0 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 4 1 条

の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第５条の８第１項及び第２項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を４で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に３を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第４０条第１項に規定する第１期の納期（以下この項、次項及び次条第１項において「第１期納期」という。）においてはその者の第１期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、そ

の他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に

係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第10条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第10条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。

以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の

年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においては

その者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第10条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号にお

いて同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 1 1 条 条文略

分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の第 4 7 条の 5 第 2 項の規定により読み替えられた第 4 7 条の 2 第 1 項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第 4 7 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 1 0 条の 7 第 3 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和 6 年度分の個人の市民税につき第 4 7 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。
(令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 1 0 条の 8 令和 7 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 1 2 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 3 4 条の 3、第 3 4 条の 6 から第 3 4 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 1 0 条第 1 項、附則第 1 0 条の 3 の 2 第 1 項、附則第 1 0 条の 4 及び附則第 1 2 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 1 1 条 条文略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第10条第1項、附則第10条の3第1項、附則第10条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第11条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第13条の2 条文略

2 条文略

〽 〽

6 条文略

7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第10条第1項、附則第10条の3第1項、附則第10条の3の2第1項及び附則第10条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第10条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第11条第2項」と、附則第10条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第11条第2項及び」と、前条中「附則第10条の4及び」とあるのは「附則第10条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第13条の2 条文略

2 条文略

〽 〽

6 条文略

7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同

号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 条文略

14 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 条文略

18 条文略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条の3 条文略

2 条文略

号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 条文略

14 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 条文略

17 条文略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条の3 条文略

2 条文略

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する

3 条文略

｝ ｝

6 条文略

7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

｝ ｝

(7) 条文略

8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

4 条文略

｝ ｝

7 条文略

8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

｝ ｝

(7) 条文略

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

）

(6) 条文略

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

）

(6) 条文略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

）

(6) 条文略

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施

）

(6) 条文略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

）

(6) 条文略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

）

(6) 条文略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施

行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

〃

(5) 条文略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

〃

(4) 条文略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 条文略

（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第14条 条文略

(1) 条文略

〃

行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

〃

(5) 条文略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

〃

(4) 条文略

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 条文略

（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第14条 条文略

(1) 条文略

〃

(7) 条文略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第14条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第15条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産

(7) 条文略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第14条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第15条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産

税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、

税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える

同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に

場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第15条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第16条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第15条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第16条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産

準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第16条の2 条文略

2 条文略

3 条文略

4 令和2年度分の固定資産税について草加市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第13号)による改正前の草加市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第16条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第16条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第16条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した

税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第16条の2 条文略

2 条文略

3 条文略

第16条の3 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した

当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第19条 附則第15条、附則第16条、附則第16条の2又は附則第16条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第15条、附則第16条又は附則第16条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第16条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第16条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第16条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第19条の3 附則第15条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第14条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条の規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第133条第1号及び第136条の6中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第15条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第133条

(免税点の適用に関する特例)

第19条 附則第15条、第16条、第16条の2又は第16条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第15条、第16条又は第16条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第16条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第16条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第16条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第19条の3 附則第15条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第14条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第133条第1号及び第136条の6中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第15条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第133条

第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 条文略

）

5 条文略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第19条の6の2 条文略

2 条文略

3 条文略

(1) 条文略

）

(4) 条文略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第19条の7 条文略

2 条文略

第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 条文略

）

5 条文略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第19条の6の2 条文略

2 条文略

3 条文略

(1) 条文略

）

(4) 条文略

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の6の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第19条の7 条文略

2 条文略

3 条文略

(1) 条文略

〽 〽

(4) 条文略

4 条文略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 条文略

2 条文略

3 条文略

(1) 条文略

〽 〽

(4) 条文略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 条文略

2 条文略

〽 〽

5 条文略

3 条文略

(1) 条文略

〽 〽

(4) 条文略

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の7第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 条文略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 条文略

2 条文略

3 条文略

(1) 条文略

〽 〽

(4) 条文略

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 条文略

2 条文略

〽 〽

5 条文略

- (1) 条文略
- 〽 〽
- (4) 条文略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 2 1 条の 2 条文略

- 2 条文略
- (1) 条文略
- 〽 〽
- (4) 条文略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 2 1 条の 3 条文略

- 2 条文略
- (1) 条文略
- 〽 〽
- (4) 条文略

- (1) 条文略
- 〽 〽
- (4) 条文略

(5) 附則第 1 0 条の 5 及び附則第 1 0 条の 8 の規定の適用については、附則第 1 0 条の 5 第 1 項及び附則第 1 0 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 2 1 条の 2 条文略

- 2 条文略
- (1) 条文略
- 〽 〽
- (4) 条文略

(5) 附則第 1 0 条の 5 及び附則第 1 0 条の 8 の規定の適用については、附則第 1 0 条の 5 第 1 項及び附則第 1 0 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 2 1 条の 3 条文略

- 2 条文略
- (1) 条文略
- 〽 〽
- (4) 条文略

(5) 附則第 1 0 条の 5 及び附則第 1 0 条の 8 の規定の適用につ

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 2 1 条の 3 の 2 条文略

2 条文略

(1) 条文略

〽 〽

(4) 条文略

3 条文略

〽 〽

5 条文略

(1) 条文略

〽 〽

(4) 条文略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課

いては、附則第 1 0 条の 5 第 1 項及び附則第 1 0 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 2 1 条の 3 の 2 条文略

2 条文略

(1) 条文略

〽 〽

(4) 条文略

(5) 附則第 1 0 条の 5 及び附則第 1 0 条の 8 の規定の適用につ

いては、附則第 1 0 条の 5 第 1 項及び附則第 1 0 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 条文略

〽 〽

5 条文略

(1) 条文略

〽 〽

(4) 条文略

(5) 附則第 1 0 条の 5 及び附則第 1 0 条の 8 の規定の適用につ

いては、附則第 1 0 条の 5 第 1 項及び附則第 1 0 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条の 3 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課

税の特例)

第 2 1 条の 3 の 3 条文略

2 条文略

(1) 条文略

⌋ ⌋

(4) 条文略

3 条文略

⌋ ⌋

5 条文略

(1) 条文略

⌋ ⌋

(4) 条文略

6 条文略

(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第 2 2 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画

税の特例)

第 2 1 条の 3 の 3 条文略

2 条文略

(1) 条文略

⌋ ⌋

(4) 条文略

(5) 附則第 1 0 条の 5 及び附則第 1 0 条の 8 の規定の適用については、附則第 1 0 条の 5 第 1 項及び附則第 1 0 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条の 3 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 条文略

⌋ ⌋

5 条文略

(1) 条文略

⌋ ⌋

(4) 条文略

(5) 附則第 1 0 条の 5 及び附則第 1 0 条の 8 の規定の適用については、附則第 1 0 条の 5 第 1 項及び附則第 1 0 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条の 3 の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 条文略

(宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第 2 2 条 宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画

税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第22条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前条の規定にかかわらず、

税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第22条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわ

当該都市計画税額とする。

第22条の3 附則第22条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第22条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第22条の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第22条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

第22条の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの

らず、当該都市計画税額とする。

第22条の3 附則第22条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第22条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第22条の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第22条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

第22条の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの

各年度分の都市計画税の額は、附則第22条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

第22条の6 令和3年改正法附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第23条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市

各年度分の都市計画税の額は、附則第22条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

第22条の6 令和6年改正法附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第23条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）

計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表略

第23条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第16条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第23条の3の2 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化

を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
表略

第23条の3 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第16条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第23条の3の2 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額

区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）

第24条 条文略

（読替規定）

第25条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第137条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）

第24条 条文略

（読替規定）

第25条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第137条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第 37 号議案

専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例〕

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 別紙

専 決 処 分 理 由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第１３６号）が令和６年３月３０日に公布され、その一部が令和６年４月１日から施行されることに伴い、草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する必要を認めた。

この条例は、議会の議決を経て制定すべきところであるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和６年３月３０日

草加市長 瀬戸 百合子

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草加市国民健康保険税条例（昭和３４年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項第２号中「２９０，０００円」を「２９５，０００円」に改め、同項第３号中「５３５，０００円」を「５４５，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ 改正後の草加市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(国民健康保険税の減額) 第 2 1 条 条文略 (1) 条文略 (2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 0, 0 0 0 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 0, 0 0 0 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 0, 0 0 0 円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 9 0, 0 0 0 円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 条文略 イ 条文略 ウ 条文略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 0, 0 0 0 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属	(国民健康保険税の減額) 第 2 1 条 条文略 (1) 条文略 (2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 0, 0 0 0 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 0, 0 0 0 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 0, 0 0 0 円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 9 5, 0 0 0 円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 条文略 イ 条文略 ウ 条文略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 0, 0 0 0 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属

者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 条文略

イ イ

ウ 条文略

2 条文略

3 条文略

者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 条文略

イ イ

ウ 条文略

2 条文略

3 条文略

第 4 0 号議案

草加市税条例の一部を改正する条例の制定について

草加市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備及び一体型滞在快適性等向上事業に係る課税標準の特例割合の設定を行うとともに、条文の所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市税条例の一部を改正する条例

草加市税条例（昭和 29 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に改め、「同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、」を削り、「並びに」を「及び」に、「の規定する」を「に規定する」に改める。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に、「がある」を「である」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 13 条の 2 中第 17 項を第 19 項とし、第 16 項を第 18 項とし、第 15 項を第 17 項とし、第 14 項を第 16 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

15 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 13 条の 2 中第 13 項を第 14 項とし、第 7 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の草加市税条例第 34 条の 7 第 1 項の規定の適用については、同項中「所得税法第 78 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる寄附金（）」とあるのは、「所得税法第 78 条第 2 項第 2 号か

ら第4号までに掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

草加市税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号<u>及び第3号</u>に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項<u>の規定する</u>特定非営利活動に関する寄附金のうち次に掲げるものに対するものを支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 条文略 (2) 条文略	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号<u>から第4号までに</u>掲げる寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。)及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項<u>に規定する</u>特定非営利活動に関する寄附金のうち次に掲げるものに対するものを支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 条文略 (2) 条文略

2 条文略

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術

2 条文略

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学

の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものがある場合には当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

〃 〃

(6) 条文略

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第13条の2 条文略

2 条文略

術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合には当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 条文略

〃 〃

(6) 条文略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第13条の2 条文略

2 条文略

〃 〃
6 条文略

7 条文略

〃 〃
13 条文略

14 条文略

〃 〃
17 条文略

〃 〃
6 条文略

7 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号
に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

8 条文略

〃 〃
14 条文略

15 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割
合は、2 分の 1 とする。

16 条文略

〃 〃
19 条文略

第 4 1 号議案

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士の配置基準を見直すとともに、保育士配置の特例を新設する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第
２３号）の一部を次のように改正する。

第２９条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を
「２５人」に改める。

第３１条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を
「２５人」に改める。

第４４条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を
「２５人」に改める。

第４７条第１項中「。以下この条及び次条において」を「。次条において」に改め、
同条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５
人」に改める。

附則に次の見出し及び４条を加える。

（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第６条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第２
７条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していること
に鑑み、当分の間、第２９条第２項各号又は第４４条第２項各号に定める数の合計数
が一となる時は、第２９条第２項又は第４４条第２項に規定する保育士の数は１人以
上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となる時は、当該保育
士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければ
ならない。

第７条 前条の事情に鑑み、当分の間、第２９条第２項又は第４４条第２項に規定する保
育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許
状（教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条第２項に規定する普通免許
状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第８条 附則第６条の事情に鑑み、当分の間、１日につき８時間を超えて開所する小規模
保育事業所Ａ型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育
事業所Ａ型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当

該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

参 考 資 料

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(職員) 第 2 9 条 条文略 2 条文略 (1) 条文略 (2) 条文略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>2 0 人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>3 0 人</u>につき 1 人 3 条文略 (職員) 第 3 1 条 条文略 2 条文略 (1) 条文略 (2) 条文略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>2 0 人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	(職員) 第 2 9 条 条文略 2 条文略 (1) 条文略 (2) 条文略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>1 5 人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>2 5 人</u>につき 1 人 3 条文略 (職員) 第 3 1 条 条文略 2 条文略 (1) 条文略 (2) 条文略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>1 5 人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 条文略

(職員)

第44条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 条文略

(職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 条文略

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 条文略

(職員)

第44条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 条文略

(職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 条文略

- (1) 条文略
- (2) 条文略
- (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 2 0 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 3 0 人につき 1 人

3 条文略

附 則

第 5 条 条文略

- (1) 条文略
- (2) 条文略
- (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 1 5 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 2 5 人につき 1 人

3 条文略

附 則

第 5 条 条文略

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 2 7 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 2 9 条第 2 項各号又は第 4 4 条第 2 項各号に定める数の合計数が一となる時は、第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第 7 条 前条の事情に鑑み、当分の間、第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許

状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

第 4 2 号議案

草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に鑑み、重要事項の揭示の方法を見直すとともに、条文の所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考 資 料

草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<u>(掲示)</u> 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない</u>。	<u>(掲示等)</u> 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない</u>。
(電磁的記録等) 第53条 条文略 2 条文略 (1) 条文略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3 条文略	(電磁的記録等) 第53条 条文略 2 条文略 (1) 条文略 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3 条文略

〵 〵
6 条文略

〵 〵
6 条文略

第 4 3 号議案

草加市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

草加市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行う必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

草加市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

草加市児童発達支援センター設置及び管理条例（平成26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害が」を「地域における障害が」に、「に対して日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練」を「の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害がある子どもの家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助」に改め、「とともに、心身の発達に遅れ又は心配があると思われる子どもに対し発達の支援を図る」を削る。

第3条第1項第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同項第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

草加市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(設置) 第1条 <u>障害がある子どもに対して日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うとともに、心身の発達に遅れ又は心配があると思われる子どもに対し発達の支援を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、草加市児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</u> (実施事業) 第3条 条文略 (1) 条文略 (2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に關すること。 (3) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援に關すること。 (4) 条文略 2 条文略	(設置) 第1条 <u>地域における障害がある子どもの健全な発達において中核的な役割を担う機関として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害がある子どもの家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、草加市児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</u> (実施事業) 第3条 条文略 (1) 条文略 (2) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に關すること。 (3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援に關すること。 (4) 条文略 2 条文略

第 4 4 号議案

草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

診療報酬の算定方法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行う必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例

草加市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「往診料の項注 4」を「往診料の項注 6」に、「歯科訪問診療料の項注 9」を「歯科訪問診療料の項注 1 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考 資 料

草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(一部負担金) 第5条 条文略 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療（以下「往診等」という。）の給付を受ける場合において、当該往診等が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の<u>往診料の項注4</u>又は別表第2第2章第2部の<u>歯科訪問診療料の項注9</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。	(一部負担金) 第5条 条文略 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療（以下「往診等」という。）の給付を受ける場合において、当該往診等が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の<u>往診料の項注6</u>又は別表第2第2章第2部の<u>歯科訪問診療料の項注11</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

第 4 5 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

石関博幸氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市

氏 名 いし ぜき ひろ ゆき
石 関 博 幸

生年月日 昭和 年 月 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

農業委員会委員石関博幸氏は、令和6年8月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を農業委員会委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	石 関 博 幸	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	平成 5 年 3 月	獨協大学法学部法律学科卒業
職 歴 等	平成 5 年 4 月	ミサワホーム西関東株式会社入社
	平成 13 年 9 月	同社退社
	平成 13 年 10 月	就農、現在に至る。
	平成 13 年 10 月	マルニ出荷組合組合員に就任、現在に至る。
	平成 20 年 4 月	草加やさい倶楽部代表に就任、現在に至る。
	平成 22 年 5 月	八潮幼稚園父母会会長に就任
	平成 23 年 2 月	手代町ゆうゆう倶楽部会長に就任
	平成 23 年 4 月	草加市農業青年会議所会長に就任
	平成 23 年 4 月	草加市農業振興協議会会員に就任
	平成 23 年 4 月	草加市農業祭運営協議会会員に就任
	平成 23 年 5 月	八潮幼稚園父母会会長任期満了
	平成 25 年 2 月	手代町ゆうゆう倶楽部会長任期満了
	平成 25 年 4 月	草加市食育応援農家に登録、現在に至る。
	平成 25 年 4 月	草加市農業青年会議所会長任期満了
	平成 25 年 4 月	草加市農業振興協議会会員退任
	平成 25 年 4 月	草加市農業祭運営協議会会員退任
	平成 26 年 6 月	草加園芸出荷組合会計に就任
	平成 29 年 6 月	同組合会計任期満了
	平成 29 年 6 月	同組合監事に就任
	平成 29 年 6 月	さいたま農業協同組合南部ブロック青壮年部草 加支部副部長に就任
	平成 30 年 4 月	草加市消防団第2分団第1部入団、現在に至る。

平成30年	9月	草加市農業委員会委員に就任、現在に至る。
令和元年	4月	草加市農業青年会議所副会長に就任
令和2年	3月	さいたま農業協同組合南部ブロック青壮年部草加支部副部長任期満了
令和2年	8月	草加園芸出荷組合監事任期満了
令和2年	8月	同組合会計に就任
令和5年	4月	草加市農業青年会議所副会長任期満了
令和5年	7月	草加園芸出荷組合会計任期満了
令和5年	7月	同組合副組合長に就任、現在に至る。

第 4 6 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

井上昇氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 いの井 うえ上 のぼる昇

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

農業委員会委員井上昇氏は、令和6年8月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を農業委員会委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	井 上 昇	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	昭和 4 4 年 3 月	帝京大学系属帝京高等学校商業科卒業
職 歴 等	昭和 4 8 年 4 月	就農、現在に至る。
	昭和 4 8 年 4 月	新田農業協同組合就職
	昭和 5 5 年 3 月	同組合退職
	平成 4 年 9 月	教科書販売株式会社入社
	平成 2 5 年 3 月	同社退社
	令和 2 年 1 2 月	庭先販売農家に登録、現在に至る。
	令和 3 年 9 月	草加市農業委員会委員に就任、現在に至る。

第 47 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

鈴木裕介氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 XXXXXXXXXX

氏 名 すず き ゆう すけ
鈴 木 裕 介

生年月日 昭和 XX 年 XX 月 XX 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

農業委員会委員鈴木裕介氏は、令和6年8月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を農業委員会委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	鈴 木 裕 介	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	平成 1 3 年 3 月	テクノ・ホルティ園芸専門学校卒業
職 歴 等	平成 1 4 年 4 月	就農、現在に至る。
	平成 1 9 年 3 月	草加市認定農業者に認定、現在に至る。
	平成 2 6 年 6 月	あゆみ野農業協同組合青壮年部（現 さいたま農業協同組合青壮年部）理事に就任
	平成 2 8 年 4 月	埼玉県シクラメン研究会会長に就任
	平成 2 8 年 6 月	埼玉県花き園芸組合連合会役員に就任
	平成 2 8 年 6 月	さいたま農業協同組合青壮年部理事任期満了
	平成 3 0 年 3 月	埼玉県シクラメン研究会会長任期満了
	平成 3 0 年 9 月	草加市農業委員会委員に就任、現在に至る。
	令和 2 年 6 月	埼玉県花き園芸組合連合会役員任期満了

第 48 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

田中光彦氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 た なか みつ ひこ
田 中 光 彦

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

農業委員会委員田中光彦氏は、令和6年8月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を農業委員会委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	田 中 光 彦	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	平成 4 年 3 月	神奈川大学経済学部経済学科卒業
職 歴 等	平成 4 年 4 月	野原産業株式会社入社
	平成 8 年 8 月	同社退社
	平成 8 年 9 月	就農、現在に至る。
	平成 1 9 年 4 月	草加市農業青年会議所会長に就任
	平成 1 9 年 4 月	草加市農業振興協議会会員に就任
	平成 1 9 年 4 月	草加市農業祭運営協議会会員に就任
	平成 1 9 年 5 月	草加市立小山小学校 P T A 会長に就任
	平成 2 1 年 4 月	草加市農業青年会議所会長任期満了
	平成 2 1 年 4 月	草加市農業振興協議会会員退任
	平成 2 1 年 4 月	草加市農業祭運営協議会会員退任
	平成 2 3 年 5 月	草加市 P T A 連合会会長に就任
	平成 2 3 年 1 1 月	草加市次世代育成支援対策地域協議会委員に就任
	平成 2 4 年 5 月	草加市立小山小学校 P T A 会長任期満了
	平成 2 6 年 5 月	草加市 P T A 連合会会長任期満了
	平成 2 6 年 5 月	昌平高等学校 P T A 会長に就任
	平成 2 7 年 5 月	同高等学校 P T A 会長任期満了
	平成 2 7 年 8 月	同高等学校緑翠会会長に就任、現在に至る。
	平成 2 7 年 1 1 月	草加市次世代育成支援対策地域協議会委員任期満了
	平成 2 9 年 1 1 月	埼玉県家庭教育アドバイザーに就任、現在に至る。
	令和 元年 5 月	特定非営利活動法人今様・草加宿広報委員長に就任、 現在に至る。
	令和 2 年 5 月	昌平高等学校 P T A 会長に就任、現在に至る。

令和	3年	7月	草加安行地区民生委員に就任、現在に至る。
令和	3年	9月	草加市農業委員会委員に就任、現在に至る。
令和	5年	5月	草加市奥の細道市民推進委員会副会長に就任、現在に至る。

第 4 9 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

蓮沼泰文氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 はす蓮 ぬま沼 やす泰 ふみ文

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

農業委員会委員蓮沼泰文氏は、令和6年8月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を農業委員会委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	蓮 沼 泰 文	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	昭和 4 8 年 3 月	埼玉県立越谷北高等学校卒業
職 歴 等	昭和 4 9 年 1 0 月	谷塚農業協同組合就職
	平成 1 0 年 3 月	同組合退職
	平成 1 0 年 4 月	就農、現在に至る。
	平成 2 3 年 6 月	あゆみ野農業協同組合（現 さいたま農業協同組合） 理事に就任
	平成 2 7 年 9 月	草加市農業委員会委員に就任、現在に至る。
	平成 2 7 年 9 月	草加市農業振興協議会会員に就任
	平成 2 7 年 9 月	草加市農業祭運営協議会会員に就任
	平成 2 9 年 3 月	草加市認定農業者に認定、現在に至る。
	平成 2 9 年 6 月	さいたま農業協同組合理事任期満了
	平成 2 9 年 6 月	同組合地区代表理事に就任、現在に至る。
	平成 2 9 年 8 月	草加市地域農業再生協議会会長に就任、現在に至る。
	平成 2 9 年 8 月	草加の枝豆倶楽部実行委員会会長に就任
	平成 3 0 年 5 月	草加市農業振興協議会会員任期満了
	平成 3 0 年 5 月	草加市農業祭運営協議会会員任期満了
	令和 2 年 4 月	草加の枝豆倶楽部実行委員会会長任期満了

第 5 0 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

横山伸夫氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市

氏 名 よこ横 やま山 のぶ伸 お夫

生年月日 昭和 年 月 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

農業委員会委員横山伸夫氏は、令和6年8月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を農業委員会委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	横 山 伸 夫	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	平成 4 年 3 月	埼玉県農業大学校園芸科露地野菜専攻卒業
職 歴 等	平成 4 年 4 月	就農、現在に至る。
	平成 1 7 年 4 月	草加市農業青年会議所会長に就任
	平成 1 8 年 3 月	草加市認定農業者に認定
	平成 1 9 年 4 月	草加市農業青年会議所会長任期満了
	平成 1 9 年 5 月	草加市農業振興協議会会員に就任
	平成 2 0 年 5 月	同協議会会員退任
	平成 2 3 年 3 月	草加市認定農業者認定期間満了
	平成 3 0 年 9 月	草加市農業委員会委員に就任、現在に至る。

第 5 1 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

渡邊明男氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市

氏 名 わた なべ あき お
渡 邊 明 男

生年月日 昭和 年 月 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

農業委員会委員渡邊明男氏は、令和6年8月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を農業委員会委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	渡 邊 明 男	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	昭和 5 6 年 3 月	埼玉県農業経営大学校園芸学科卒業
職 歴 等	昭和 5 6 年 4 月	就農、現在に至る。
	昭和 5 6 年 4 月	草加市農業青年会議所会員に就任
	昭和 6 3 年 5 月	草加市消防団第 1 分団第 2 部入団
	平成 9 年 9 月	草加市農業委員会委員に就任
	平成 1 8 年 2 月	草加市認定農業者に認定、現在に至る。
	平成 1 8 年 9 月	草加市農業委員会会長職務代理に就任
	平成 1 9 年 5 月	草加市農業振興協議会理事に就任
	平成 2 0 年 4 月	草加市開発審査会委員に就任
	平成 2 1 年 8 月	草加市農業委員会委員任期満了
	平成 2 1 年 8 月	同委員会会長職務代理任期満了
	平成 2 1 年 8 月	草加市農業振興協議会理事任期満了
	平成 2 1 年 9 月	草加市開発審査会委員退任
	平成 2 3 年 4 月	草加市農業振興協議会会員に就任、現在に至る。
	平成 2 5 年 4 月	草加市農業青年会議所会長に就任
	平成 2 5 年 4 月	草加市農業振興協議会理事に就任
	平成 2 5 年 4 月	草加市農業祭運営協議会会員に就任、現在に至る。
	平成 2 7 年 4 月	草加市農業青年会議所会長任期満了
	平成 2 7 年 4 月	草加市農業振興協議会理事任期満了
	平成 2 7 年 9 月	草加市農業委員会委員に就任、現在に至る。
	平成 2 8 年 4 月	草加市消防団第 1 副分団長に就任
	平成 3 0 年 9 月	草加市農業委員会会長職務代理に就任、現在に至る。
	令和 元年 4 月	草加市農業青年会議所副会長に就任、現在に至る。
	令和 元年 7 月	草加市環境審議会委員に就任、現在に至る。

令和	2年	4月	草加市消防団第1分団長に就任、現在に至る。
令和	3年	9月	草加市開発審査会委員に就任、現在に至る。

第 5 2 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

土佐一仁氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 と き かず ひと
土 佐 一 仁

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

農業委員会委員土佐一仁氏は、令和6年8月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を農業委員会委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	土 佐 一 仁	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	平成 8 年 3 月	東京大学農学部農芸化学科卒業
	平成 2 0 年 3 月	千葉大学大学院専門法務研究科修了
職 歴 等	平成 1 1 年 4 月	株式会社三省堂入社
	平成 1 5 年 6 月	同社退社
	平成 1 5 年 7 月	株式会社岩波書店入社
	平成 1 6 年 4 月	同社退社
	平成 2 0 年 1 2 月	司法修習生採用
	平成 2 1 年 1 1 月	司法修習生修習終了
	平成 2 1 年 1 2 月	弁護士登録
	平成 2 1 年 1 2 月	第二東京弁護士会入会
	平成 2 1 年 1 2 月	弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所（第二東京弁護士会公設事務所）入所
	平成 2 3 年 8 月	第二東京弁護士会から仙台弁護士会へ登録替え
	平成 2 3 年 9 月	弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所（第二東京弁護士会公設事務所）退所
	平成 2 3 年 1 0 月	角田ひまわり基金法律事務所（日弁連弁護士過疎偏在対策公設事務所）入所
	平成 2 7 年 3 月	同事務所退所
	平成 2 7 年 4 月	仙台弁護士会から千葉県弁護士会へ登録替え
	平成 2 7 年 4 月	あしたば法律事務所入所
	平成 2 9 年 9 月	同事務所退所
	平成 2 9 年 1 0 月	湊町法律事務所設立、現在に至る。
	平成 3 0 年 9 月	草加市農業委員会委員に就任、現在に至る。

平成 3 0 年 1 1 月	草加市都市農業振興基本計画及び方針検討委員会委員 に就任
令和 2 年 3 月	同委員会委員任期満了

第 5 3 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

伊藤利一氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 い とう とし かず
伊 藤 利 一

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

令和6年8月31日をもって任期満了となる農業委員会委員の後任として、新たに農業委員会委員に伊藤利一氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	伊 藤 利 一	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	昭和 6 3 年 3 月	埼玉県立杉戸農業高等学校園芸科卒業
職 歴 等	昭和 6 3 年 4 月	就農、現在に至る。
	昭和 6 3 年 4 月	草加市消防団第 2 分団第 3 部入団
	平成 1 3 年 4 月	草加市農業青年会議所会長に就任
	平成 1 5 年 4 月	同会議所会長任期満了
	平成 2 9 年 3 月	草加市消防団第 2 分団第 3 部退団

第 5 4 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

植竹徹氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 XXXXXXXXXX

氏 名 うえ植 たけ竹 とおる徹

生年月日 昭和 XX 年 XX 月 XX 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

令和6年8月31日をもって任期満了となる農業委員会委員の後任として、新たに農業委員会委員に植竹徹氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	植 竹 徹	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	昭和 6 1 年 3 月	埼玉県立草加東高等学校卒業
職 歴 等	昭和 6 1 年 4 月	就農、現在に至る。
	平成 7 年 4 月	草加市農業青年会議所理事に就任、現在に至る。
	平成 2 2 年 4 月	草加市消防団第 4 分団第 2 部入団、現在に至る。
	平成 2 5 年 4 月	草加市農業青年会議所会長に就任
	平成 2 7 年 4 月	同会議所会長任期満了
	令和 3 年 6 月	草加八潮地区地域防犯協会推進委員に就任、現在に至る。

第 55 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

梅村優美氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 XXXXXXXXXX

氏 名 うめ むら ゆ み
梅 村 優 美

生年月日 昭和 XX 年 XX 月 XX 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

令和6年8月31日をもって任期満了となる農業委員会委員の後任として、新たに農業委員会委員に梅村優美氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	梅 村 優 美	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	平成 1 1 年 3 月	横浜市立南中学校卒業
職 歴 等	平成 2 3 年 9 月	株式会社ムラサキスポーツ入社
	平成 2 9 年 7 月	同社退社
	平成 2 9 年 7 月	就農、現在に至る。
	平成 3 1 年 4 月	草加市立新里小学校 P T A 副会長に就任
	平成 3 1 年 4 月	草加市 P T A 連合会会計監事に就任
	令和 2 年 3 月	草加市立新里小学校 P T A 副会長任期満了
	令和 2 年 4 月	草加市立谷塚中学校 P T A 副会長に就任
	令和 5 年 3 月	同中学校 P T A 副会長任期満了
	令和 5 年 3 月	草加市 P T A 連合会会計監事任期満了

第 5 6 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

篠宮尚義氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市

氏 名 しの篠 みや宮 ひろ尚 よし義

生年月日 昭和 年 月 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

令和6年8月31日をもって任期満了となる農業委員会委員の後任として、新たに農業委員会委員に篠宮尚義氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	篠 宮 尚 義	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	昭和 5 4 年 3 月	帝京大学経済学部卒業
職 歴 等	昭和 5 4 年 4 月	宝船屋家具株式会社入社
	昭和 5 9 年 8 月	同社退社
	昭和 5 9 年 9 月	川柳農業協同組合（現 越谷市農業協同組合）就職
	平成 2 6 年 1 2 月	同組合退職
	平成 2 7 年 1 月	就農、現在に至る。
	平成 2 9 年 6 月	越谷市農業協同組合理事に就任、現在に至る。

第 57 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

高橋今日子氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 ^{たか}高 ^{はし}橋 ^{きょうこ}今日子

生年月日 平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

令和6年8月31日をもって任期満了となる農業委員会委員の後任として、新たに農業委員会委員に高橋今日子氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	高 橋 今 日 子	
生年月日	平成	年
		月
		日
	(	歳)
学 歴	平成 2 8 年 3 月	明治大学農学部食料環境政策学科卒業
職 歴 等	平成 2 8 年 4 月	株式会社武蔵野銀行入行
	令和 3 年 1 月	同行退行
	令和 3 年 1 月	クックパッド株式会社入社
	令和 4 年 3 月	同社退社
	令和 4 年 4 月	就農、現在に至る。

第 58 号議案

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

豊田修由氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 とよ だ のぶ よし
豊 田 修 由

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

令和6年8月31日をもって任期満了となる農業委員会委員の後任として、新たに農業委員会委員に豊田修由氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	豊 田 修 由	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	昭和 5 2 年 3 月	青山学院大学法学部卒業
職 歴 等	昭和 5 2 年 4 月	八潮市入庁
	平成 1 5 年 1 1 月	就農、現在に至る。
	平成 2 6 年 3 月	八潮市退職
	平成 2 8 年 4 月	柿木町会会長に就任、現在に至る。
	令和 2 年 4 月	草加市立川柳小学校運営協議会委員に就任、現在に至る。
	令和 3 年 4 月	葛西用水土地改良区理事に就任、現在に至る。
	令和 4 年 5 月	柿木農地管理組合組合長に就任、現在に至る。

第 5 9 号議案

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

谷古宇孝氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 ^{やこう}谷古宇 ^{たかし}孝

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

人権擁護委員谷古宇孝氏は、令和６年９月３０日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市	
氏 名	谷古宇	孝
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	昭和 5 1 年 3 月	明治大学商学部卒業
職 歴 等	昭和 5 1 年 4 月	豊田建設株式会社入社
	昭和 5 3 年 3 月	同社退職
	昭和 5 3 年 6 月	有限会社草加産業入社
	平成 元年 1 2 月	トリオセラミックス株式会社取締役会長に就任
	平成 3 年 1 月	社団法人草加青年会議所理事長に就任
	平成 3 年 1 2 月	同会議所理事長任期満了
	平成 8 年 4 月	草加市立瀬崎小学校 P T A 会長に就任
	平成 1 0 年 3 月	同校 P T A 会長任期満了
	平成 1 0 年 6 月	草加市社会教育委員に就任
	平成 1 3 年 7 月	瀬崎まちづくり市民会議事務局長に就任
	平成 1 3 年 1 1 月	草加商工会議所副会頭に就任
	平成 1 5 年 6 月	株式会社そうしん社（有限会社草加産業から社名及び組織変更）代表取締役に就任、現在に至る。
	平成 1 7 年 4 月	草加市振興計画審議会委員に就任
	平成 1 7 年 9 月	草加市行財政改革推進委員会委員に就任
	平成 1 8 年 3 月	瀬崎まちづくり市民会議事務局長退任
	平成 1 8 年 1 0 月	人権擁護委員に就任、現在に至る。
	平成 2 0 年 4 月	草加市立瀬崎小学校 P T A 会長に就任
	平成 2 1 年 3 月	同校 P T A 会長任期満了
	平成 2 1 年 5 月	「今様・草加宿」市民推進会議事務局長に就任
	平成 2 3 年 3 月	同会議事務局長退任
	平成 2 3 年 7 月	草加市振興計画審議会委員任期満了

平成 2 5 年	2 月	草加市行財政改革推進委員会委員任期満了
平成 2 5 年	3 月	トリオセラミックス株式会社取締役会長を退任
平成 2 6 年	5 月	草加市社会教育委員任期満了
平成 2 7 年	4 月	草加市南部工業会会長に就任
平成 2 8 年	1 月	草加市人権推進審議会委員に就任、現在に至る。
平成 2 8 年	5 月	瀬崎第三町会会長に就任
平成 2 8 年	5 月	草加市町会連合会常任理事に就任
平成 2 8 年 1 1 月		草加商工会議所副会頭任期満了
平成 2 9 年	7 月	草加市上下水道事業運営審議会委員に就任、現在に至る。
平成 3 0 年	4 月	草加市南部工業会会長任期満了
令和 3 年	4 月	越谷人権擁護委員協議会草加部会部会長に就任、現在に至る。
令和 6 年	5 月	草加市町会連合会常任理事退任
令和 6 年	5 月	瀬崎第三町会会長退任

第 6 0 号議案

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

富岡綾子氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 草加市

氏 名 とみ おか あや こ
富 岡 綾 子

生年月日 昭和 年 月 日

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

人権擁護委員富岡綾子氏は、令和6年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 富 岡 綾 子

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ([REDACTED] 歳)

学 歴 平成 3 年 3 月 創価大学法学部卒業

職 歴 等 昭和 5 2 年 4 月 株式会社平原商事入社

昭和 5 3 年 8 月 同社退職

平成 4 年 5 月 行政書士富岡綾子事務所（現 富岡行政書士事務所）
開業、現在に至る。

平成 1 0 年 6 月 草加市立図書館協議会委員に就任

平成 1 3 年 1 2 月 草加市民生委員・児童委員に就任

平成 1 8 年 1 0 月 人権擁護委員に就任、現在に至る。

平成 1 9 年 1 月 草加市人権推進審議会委員に就任

平成 1 9 年 1 1 月 草加市民生委員・児童委員任期満了

平成 2 0 年 5 月 草加市立図書館協議会委員任期満了

平成 2 5 年 5 月 埼玉県行政書士会国際部部長に就任

平成 2 6 年 2 月 草加市民生委員推薦会委員に就任、現在に至る。

平成 2 6 年 1 2 月 草加市人権推進審議会委員任期満了

平成 2 7 年 4 月 埼玉県行政書士会国際部部長任期満了

令和 5 年 4 月 越谷人権擁護委員協議会草加部会副部会長に就任、現在に至る。

令和 6 年

草加市議会 6 月定例会報告

草 加 市

報 告 目 次

第 4 号 報 告	専決処分の報告について……………	1
第 5 号 報 告	専決処分の報告について……………	5
第 6 号 報 告	専決処分の報告について……………	9
第 7 号 報 告	専決処分の報告について……………	1 3
第 8 号 報 告	令和 5 年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について……………	1 7
第 9 号 報 告	令和 5 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について…	1 9
第 1 0 号報告	令和 5 年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について…	2 3
第 1 1 号報告	令和 5 年度草加市駐車場事業特別会計継続費繰越計算書の報告につ いて……………	2 5
第 1 2 号報告	令和 5 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について……………	2 7
第 1 3 号報告	令和 5 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計 事故繰越し繰越計算書の報告について……………	2 9
第 1 4 号報告	令和 5 年度草加市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて……………	3 1
第 1 5 号報告	令和 5 年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について…	3 3
第 1 6 号報告	令和 5 年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について……	3 5
第 1 7 号報告	令和 5 年度草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告につい て……………	3 7
第 1 8 号報告	令和 5 年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提 出について……………	3 9
第 1 9 号報告	令和 5 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書 の提出について……………	4 1
第 2 0 号報告	令和 5 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提 出について……………	4 3

第4号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出

草加市長 瀬戸 百合子

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、草加市道の管理瑕疵により生じた事故の損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１ 損害賠償の額 １７，７９８円

内訳 物件損害賠償の額 １７，７９８円

（道路賠償責任保険により全額補填）

２ 損害賠償の相手方

住 所

氏 名

３ 事故の概要

令和５年９月１１日午後１０時頃、草加市新栄一丁目５７番地１０地先において、
氏所有の自動車が市道１００２号線から店舗駐車場に入る際、外れていた鋼製排水溝を
跳ね上げて車両を損傷した。

専 決 処 分 理 由

草加市新栄一丁目５７番地１０地先において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。

したがって、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

令和６年４月２２日

草加市長 瀬戸 百合子

第 5 号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、公務の事故による損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

1 損害賠償の額 ５０，３８０円

内訳 物件損害賠償の額 ５０，３８０円

（自動車共済により全額補填）

2 損害賠償の相手方

住 所

氏 名

3 事故の概要

令和６年２月１４日午後４時頃、維持補修課職員が草加市高砂二丁目３番２０号地先の市道２０９４号線をダンプトラックで走行していたところ、前方から氏が運転する自転車が走行してきたため、車両を停止させ、自転車の通過後に発進させたところ、同氏が転倒し、自転車を損傷した。

専 決 処 分 理 由

草加市高砂二丁目３番２０号地先において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。

したがって、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

令和６年４月２２日

草加市長 瀬 戸 百合子

第 6 号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、草加市の管理瑕疵により生じた事故の損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１ 損害賠償の額 ２７，５００円

内訳 物件損害賠償の額 ２７，５００円

（全国市長会学校災害賠償補償保険により全額補填）

２ 損害賠償の相手方

住 所

氏 名

３ 事故の概要

令和６年１月２２日午前９時頃、草加市氷川町２１７９番地４の草加市立草加中学校敷地内の樹木が倒れ、■■■■氏宅の屋根に接触し、屋根瓦を損傷した。

専 決 処 分 理 由

草加市立草加中学校において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。
したがって、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された
事項について専決処分する。

令和6年5月14日

草加市長 瀬 戸 百合子

第 7 号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、草加市の管理瑕疵により生じた事故の損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１ 損害賠償の額 ２５，５２０円

内訳 物件損害賠償の額 ２５，５２０円

（全国市長会学校災害賠償補償保険により全額補填）

２ 損害賠償の相手方

住 所

氏 名

３ 事故の概要

令和６年３月１５日午前１１時頃、草加市青柳七丁目３５番１号の草加市立川柳中学校において、■■■■■■■■■■氏が敷地内を歩行中、足を掛けた側溝の蓋が脱落したことにより同氏が転倒し、着用していた衣類及び靴を破損した。

専 決 処 分 理 由

草加市立川柳中学校において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。
したがって、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された
事項について専決処分する。

令和6年5月14日

草加市長 瀬 戸 百合子

第 8 号報告

令和 5 年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定により、令和 5 年度草加市一般会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和 5 年度 草加市一般会計継続費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎建設事業 (誘導支援設備工事・監理業務委託)	27,067,000	6,766,000	0	6,766,000	1,793,000	4,973,000	4,973,000	4,973,000	0	0	0
		本庁舎建設事業 (西棟改修工事・監理業務委託)	870,100,000	696,080,000	87,010,000	783,090,000	282,506,000	500,584,000	500,584,000	314,084,000	0	186,500,000	0
		本庁舎建設事業 (新庁舎・西棟移転支援業務)	9,700,000	4,850,000	0	4,850,000	0	4,850,000	4,850,000	4,850,000	0	0	0
	8 スポーツ振興費	スポーツ振興事業 (記念体育館空調設備設置工事・監理業務委託)	834,886,000	278,271,000	0	278,271,000	0	278,271,000	278,271,000	71,000	0	278,200,000	0
3 民生費	2 児童福祉費	児童発達支援センター事業 (あおば学園建設工事・監理業務委託)	1,023,216,000	81,217,000	569,117,000	650,334,000	575,960,500	74,373,500	74,373,500	7,573,500	0	66,800,000	0
		保育施設整備事業 (にしまち保育園耐震補強等工事)	289,112,000	173,467,000	0	173,467,000	66,000,000	107,467,000	107,467,000	10,767,000	0	96,700,000	0
8 土木費	2 道路橋りょう費	草加駅東口駅前広場整備事業 (草加駅東口駅前広場整備工事)	282,040,000	141,020,000	0	141,020,000	51,354,000	89,666,000	89,666,000	15,343,000	21,423,000	52,900,000	0
	4 都市計画費	新田駅東口土地区画整理事業 (調整池築造工事)	278,300,000	139,150,000	0	139,150,000	50,828,000	88,322,000	88,322,000	19,922,000	0	68,400,000	0
合 計			3,614,421,000	1,520,821,000	656,127,000	2,176,948,000	1,028,441,500	1,148,506,500	1,148,506,500	377,583,500	21,423,000	749,500,000	0

第 9 号報告

令和 5 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 5 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和５年度 草加市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
３ 民生費	１ 社会福祉費	住民税非課税世帯給付金給付事業	610,297,000	304,328,441	0	304,328,441	0	0	0	0
		住民税均等割のみ課税世帯給付金等給付事業	639,623,000	350,509,988	0	350,509,988	0	0	0	0
	２ 児童福祉費	放課後児童健全育成事業	283,312,000	201,912,000	0	116,844,000	27,648,000	31,600,000	0	25,820,000
		児童発達支援センター事業	20,958,000	20,868,000	0	0	0	0	0	20,868,000
４ 衛生費	１ 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	6,262,000	6,262,000	0	6,262,000	0	0	0	0
７ 商工費	１ 商工費	地域経済活性化事業	38,000,000	38,000,000	0	38,000,000	0	0	0	0
８ 土木費	２ 道路橋りょう費	道路整備事業（市道2013、2017、20687、20922、31245、31775号線、移設切廻工事費負担金）	79,280,000	79,280,000	0	0	0	58,300,000	0	20,980,000
		道路整備事業（用地取得）	4,000,000	4,000,000	0	0	0	0	0	4,000,000
	３ 河川費	水辺環境整備事業	73,390,000	73,390,000	0	0	21,900,000	46,300,000	0	5,190,000
		排水路整備事業	5,800,000	5,800,000	0	0	0	0	0	5,800,000

令和５年度 草加市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
８ 土木費	４ 都市計画費	新田駅東口土地区画整理事業	785,042,000	735,576,000	0	118,422,000	0	366,500,000	0	250,654,000
		都市計画街路整備事業	1,900,000	1,900,000	0	825,000	0	600,000	0	475,000
１０ 教育費	２ 小学校費	学校施設維持管理事業（小学校） （照明改修工事）	50,347,000	50,347,000	0	13,308,000	0	27,800,000	0	9,239,000
		学校施設維持管理事業（小学校） （ブロック塀等改修工事）	21,769,000	21,769,000	0	4,790,000	0	14,100,000	0	2,879,000
	３ 中学校費	学校施設維持管理事業（中学校） （空調改修工事）	38,434,000	38,434,000	0	5,407,000	0	24,700,000	0	8,327,000
		学校施設維持管理事業（中学校） （外壁・屋上改修工事）	152,573,000	152,573,000	0	40,853,000	0	96,200,000	0	15,520,000
	４ 社会教育費	図書館情報サービス・管理運営事業	1,582,000	1,582,000	0	0	0	0	0	1,582,000
合 計			2,812,569,000	2,086,531,429	0	999,549,429	49,548,000	666,100,000	0	371,334,000

第 1 0 号報告

令和 5 年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 0 条第 3 項において準用する同令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 5 年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和5年度 草加市一般会計事故繰越し繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行為 予 定 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支出済額	未支出済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
									国県支出金	地 方 債	そ の 他		
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業	25,410,000	0	25,410,000	0	25,410,000	0	0	22,800,000	0	2,610,000	道路改良工事について、年度内を期限に、工事請負契約の解除に係る催告書を提出しているが、正式な契約解除日は令和6年4月1日以降となったため。
8 土木費	4 都市計画費	新田駅東口土地区画整理事業	42,887,336	30,017,336	12,870,000	0	12,870,000	0	0	11,500,000	0	1,370,000	対象建物2棟について、仮換地変更に伴い、手続等に時間を要し、既存建物の除却が完了していないため。
10 教育費	2 小学校費	学校管理備品整備事業（小学校）	619,300	0	619,300	0	619,300	0	0	0	0	619,300	年度末における運送需要が想定を超え、納品が令和6年度中となったため。
10 教育費	3 中学校費	学校管理備品整備事業（中学校）	13,200	0	13,200	0	13,200	0	0	0	0	13,200	年度末における運送需要が想定を超え、納品が令和6年度中となったため。
合 計			68,929,836	30,017,336	38,912,500	0	38,912,500	0	0	34,300,000	0	4,612,500	

第 1 1 号報告

令和 5 年度草加市駐車場事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定により、令和 5 年度草加市駐車場事業特別会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和5年度 草加市駐車場事業特別会計継続費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国庫支出金	地 方 債	そ の 他
1 事業費	1 事業費	シティパーキングアコス維持管理事業 (アコス地下駐車場受変電設備等改修工事・監理業務委託)	202,050,000	120,375,000	0	120,375,000	42,240,000	78,135,000	78,135,000	78,135,000	0	0	0
合 計			202,050,000	120,375,000	0	120,375,000	42,240,000	78,135,000	78,135,000	78,135,000	0	0	0

第 1 2 号報告

令和 5 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明
許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 5
年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につい
て、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和 5 年度 草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 事業費	1 事業費	公共施設整備等関連事業	80,768,000	58,662,000	0	0	0	25,600,000	0	33,062,000
		公共施設整備等関連事業 (工事請負費、補償、補填及び賠償金)	517,455,000	517,455,000	0	89,093,000	0	112,900,000	0	315,462,000
合 計			598,223,000	576,117,000	0	89,093,000	0	138,500,000	0	348,524,000

第 1 3 号報告

令和 5 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計事故繰
越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 0 条第 3 項において準用する同令
第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 5 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事
業特別会計事故繰越し繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和5年度 草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行為 予 定 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支出済額	未支出済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
									国県支出金	地 方 債	そ の 他		
8 土木費	4 都市計画費	新田駅西口土地区画 整理事業	150,420,419	24,886,848	125,533,571	0	125,533,571	0	5,206,000	104,900,000	0	15,427,571	対象建物2棟について、移転交渉に時間を要し、既存建物の除却が完了していないため。
合 計			150,420,419	24,886,848	125,533,571	0	125,533,571	0	5,206,000	104,900,000	0	15,427,571	

第 1 4 号報告

令和 5 年度草加市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 5 年度草加市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和5年度 草加市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	1 総務管理費	介護保険一般事務	4,100,000	4,100,000	0	0	0	0	0	4,100,000
合 計			4,100,000	4,100,000	0	0	0	0	0	4,100,000

第 15 号報告

令和 5 年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定により、
令和 5 年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

令和5年度 草加市水道事業会計継続費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	継 続 費 の 総 額	令 和 5 年 度 継 続 費 予 算 現 額			支払義務 発 生 (見込)額	残 額	翌年度 通 次 繰越額	翌年度通次 繰越額に係 る財源内訳	翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入 限 度 額	
				予算計上額	前年度 通 次 繰越額	計				過年度分損益 勘定留保資金		
1	資本的支出	1 建設改良費	中根浄水場配水 ポンプ棟等耐震 化事業	2,246,860,000	645,678,000	356,752,000	1,002,430,000	116,390,000	886,040,000	886,040,000	886,040,000	0
			中根浄水場配水 ポンプ棟等耐震 化事業（場内配 管布設）	767,250,000	76,725,000	0	76,725,000	0	76,725,000	76,725,000	76,725,000	0
			監視制御装置更 新事業	963,358,000	96,336,000	0	96,336,000	0	96,336,000	96,336,000	96,336,000	0
			合 計	3,977,468,000	818,739,000	356,752,000	1,175,491,000	116,390,000	1,059,101,000	1,059,101,000	1,059,101,000	0

第 16 号報告

令和 5 年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 5 年度草加市水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

令和５年度 草加市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

単位：円

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						過年度分損益 勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費							
		改良事業第５－６号配水管布設替工事	158,070,000	0	158,070,000	158,070,000	0	0	関連工事の調整及び材料製作に不測の日数を要したことから、工期の延長が生じたため。
		改良事業第５－１２号配水管布設替工事	64,944,000	0	64,944,000	64,944,000	0	0	新田駅周辺土地区画整理事務所との工程調整に日数を要したことから工期の延長が生じたため。
		改良事業第５－１４号配水管布設工事	25,366,000	0	25,366,000	25,366,000	0	0	新田駅周辺土地区画整理事務所との工程調整に日数を要したことから工期の延長が生じたため。
		改良事業第５－１６号配水管切回し工事	36,465,000	0	36,465,000	36,465,000	0	0	周辺住民との工事に伴う日程調整に日数を要したことから工期の延長が生じたため。
合 計			284,845,000	0	284,845,000	284,845,000	0	0	

第 17 号報告

令和 5 年度草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 5 年度草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

令和5年度 草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

単位：円

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明	
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金等				
1	資本的支出	1 建設改良費	新田駅東口地区新田停車場線 街路築造等工事(R5-3)及び公 共下水道第9処理分区污水枝線 工事(R5-1)	11,911,000	0	11,911,000	0	11,300,000	611,000	0	0	(公共汚水事業) 土地区画整理事業に伴う移転交渉が 長期化したことにより、対象物件の移 転に遅れが生じたため。
			新田駅東口地区街路築造等工 事(R5-2)及び公共下水道第9 処理分区污水枝線工事(R5- 2)	14,140,000	0	14,140,000	600,000	12,700,000	840,000	0	0	(公共汚水事業) 土地区画整理事業に伴う移転交渉が 長期化したことにより、対象物件の移 転に遅れが生じたため。
			新田駅西口地区街路築造等工 事(R5-1)及び公共下水道第9処 理分区污水枝線工事(R5-3)	17,017,000	0	17,017,000	3,600,000	12,500,000	917,000	0	0	(公共汚水事業) 入札執行の中止により事務手続に時 間を要し、工期を十分に確保するこ とが困難となったため。
			新田駅西口地区街路築造等工 事(R5-2)及び公共下水道第9処 理分区污水枝線工事(R5-4)	17,522,000	0	17,522,000	0	16,600,000	922,000	0	0	(公共汚水事業) 土地区画整理事業に伴う移転交渉が 長期化したことにより、対象物件の移 転に遅れが生じたため。
			中央ポンプ場改修工事 (流入ゲート設備)	380,000,000	0	380,000,000	130,600,000	230,300,000	19,100,000	0	0	(公共雨水事業) 半導体等の電子部品の供給が不足 し、流入ゲート設備納入が大幅に遅 れているため。
			河内堀・未整備区間(県道草 加三郷線・瀬崎町工区)埼玉 県工事負担金	90,000,000	0	90,000,000	0	85,500,000	4,500,000	0	0	(公共雨水事業) 埼玉県による振替道路の電柱移設に 不測の日数を要し、水路工事の着手 が遅れているため。
			合 計			530,590,000	0	530,590,000	134,800,000	368,900,000	26,890,000	0

第 18 号報告

令和 5 年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について

令和 5 年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 5 年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書 別添

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

第 19 号報告

令和 5 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書の提出
について

令和 5 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書について、地方自治
法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 5 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書 別添

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

第 20 号報告

令和 5 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

令和 5 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 5 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書 別添

令和 6 年 6 月 6 日提出

草加市長 瀬戸 百合子